

お客さま各位

振り込め詐欺被害者救済法に関する照会窓口の設置について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払いに関する法律」（振り込め詐欺被害者救済法）が平成 20 年 6 月 21 日（土）より施行されます。

金融機関に振り込まれ、振り込め詐欺などに利用された預金口座に滞留している被害金の返還手続きを定めた法律です。

振り込め詐欺などの犯罪で、被害金を当行の口座に振り込まれた方からのご照会を、下記のフリーダイヤルでお受けすることになりました。

[本件に関するお問い合わせ]

振り込め詐欺被害者救済法に関する照会窓口

フリーダイヤル 0120-758-790

<受付時間> 平日 9:00~17:00（土日祝、銀行の休業日は除きます）

[振り込め詐欺救済法の公告掲載ホームページ]

振り込め詐欺救済法では手続きに際し下記の預金保険機構ホームページで公告が行われます。

<https://furikomesagi.dic.go.jp/>

以上